

概要版

第四次館林市地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

館 林 市

● 地域福祉とは

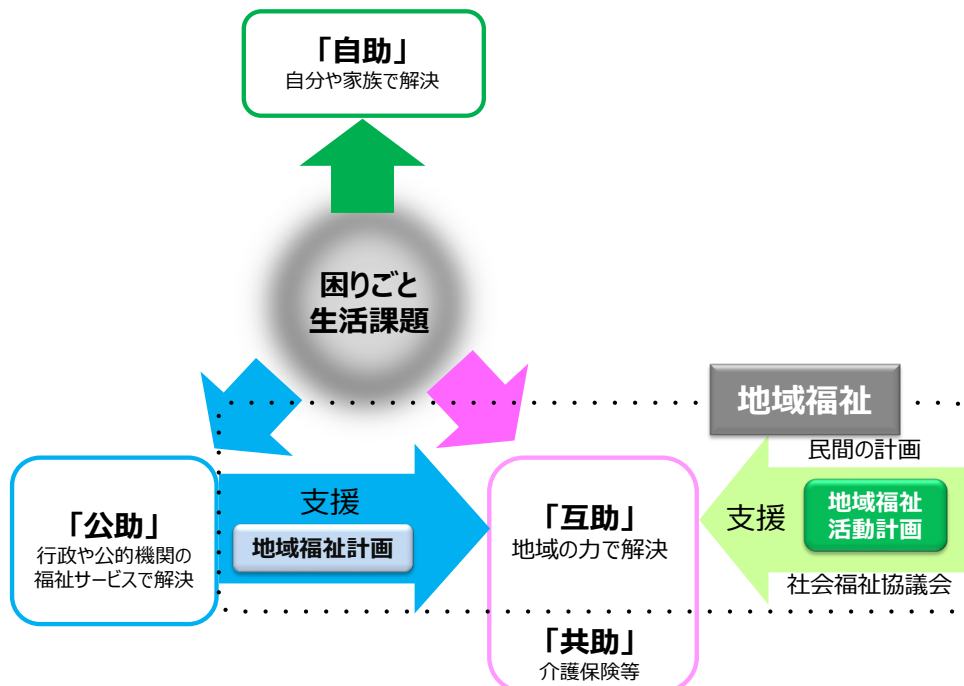
誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしを続けられるようにするために、市民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組むしくみが「地域福祉」で、そのしくみを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。



社会福祉協議会の作成する「地域福祉活動計画」と連携しながら、計画を進めます。

● 自助・互助・共助・公助の役割

生活課題の解決の仕方としては、自分自身や家族で解決を図る「自助」、隣近所や地域の中で解決を図る「互助」、広く民間の力を合わせて解決する「共助」、そして行政や公的機関の福祉サービスでの解決を図る「公助」とがあります。生活課題を中心として、地域福祉計画と地域福祉活動計画、「自助」「互助」「共助」「公助」の関係は、以下の図で表すことができます。



● 館林市の現状

人口と世帯の状況

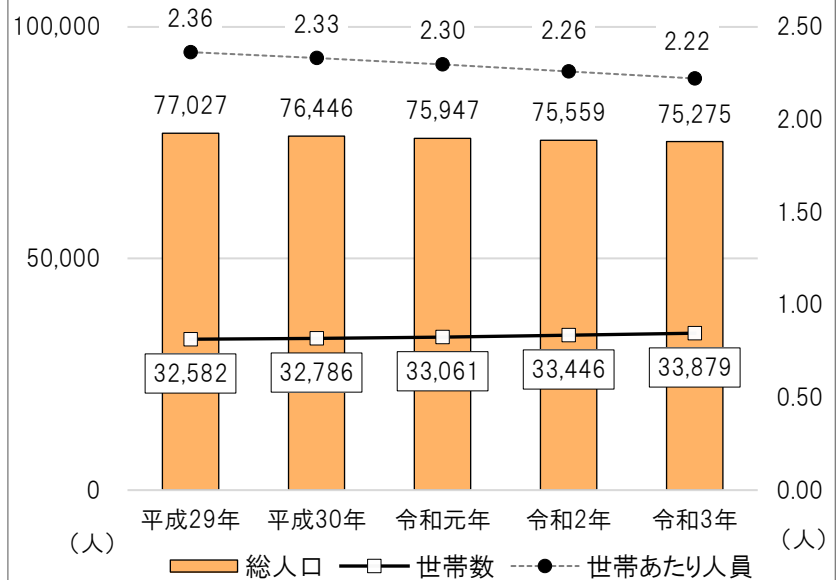
市の人口はゆるやかに減少しています。一方、世帯数は増加が続いているため、世帯あたりの人員は徐々に減少し、令和3年では総人口が75,275人、世帯数は33,879世帯、世帯あたりの人員は2.22人となっています。



子どもの状況

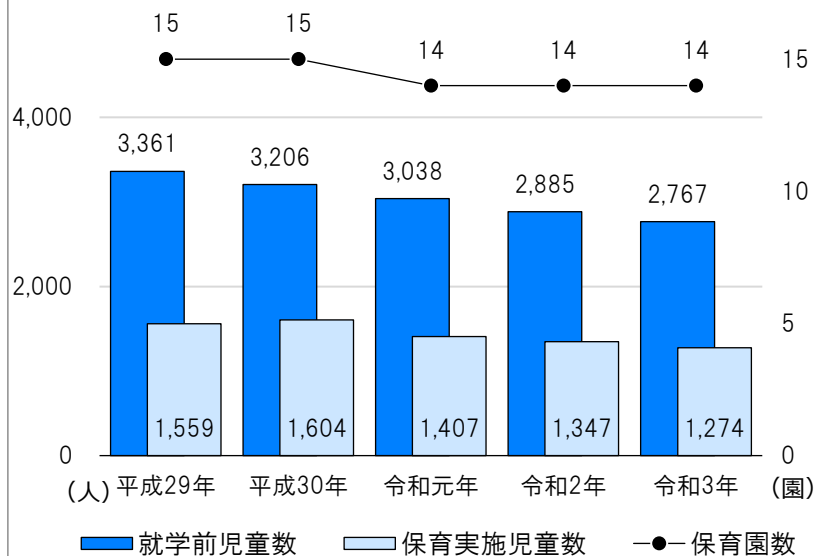
平成29年から令和3年にかけて、就学前児童数は減少傾向にあり、保育実施児童数も減少しています。令和3年では就学前児童数が2,767人、保育実施児童数が1,274人となっています。保育園数は令和元年に1園減少し、令和3年では14園となっています。

【図1 総人口、世帯数と世帯あたり人員の推移】



資料: 住民基本台帳(各4月1日)

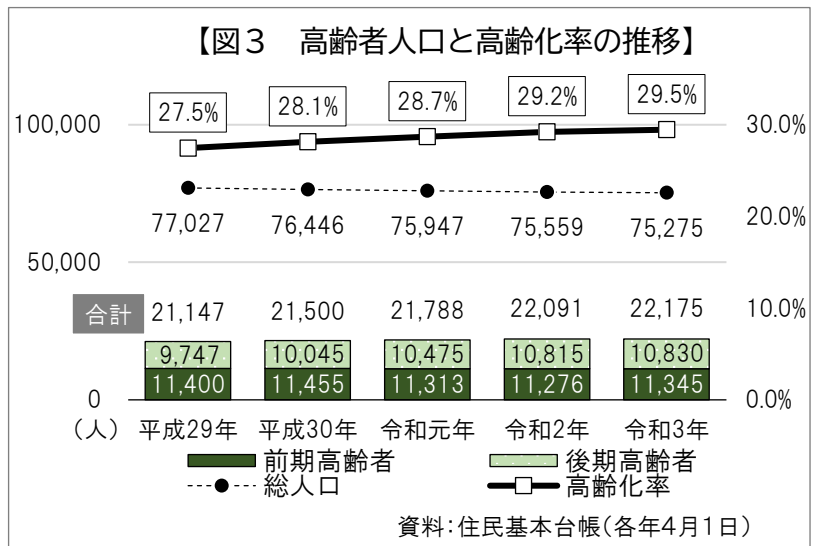
【図2 保育実施児童数、就学前児童数と保育園の推移】



資料: こども福祉課(各年4月1日時点)

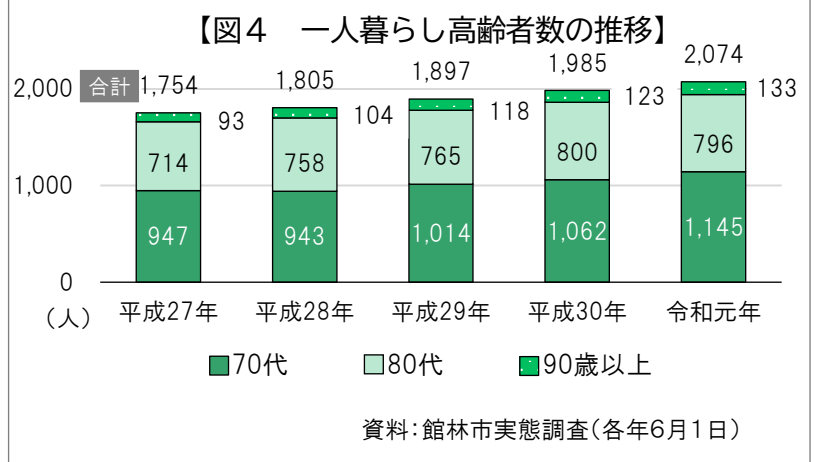
高齢者の状況

平成29年から令和3年にかけて、総人口は減少するなか65歳以上の高齢者人口は増加しています。75歳以上の後期高齢者も増加しており、令和3年の65歳以上の高齢者数は22,175人、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は29.5%となっています。



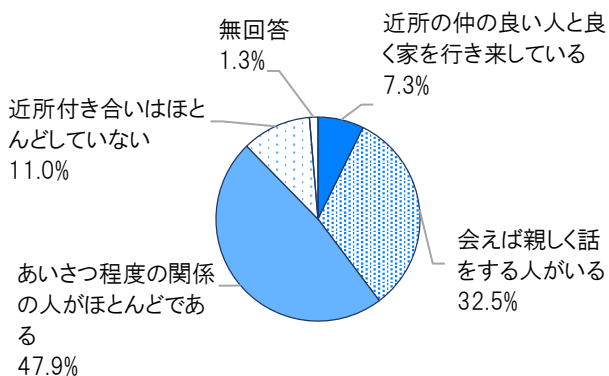
一人暮らし高齢者の状況

平成27年から令和元年にかけて、70歳以上の一人暮らし高齢者数は増加傾向にあり、令和元年では2,074人となっています。年代別では、70代が1,145人、80代が796人、90歳以上が133人となっています。



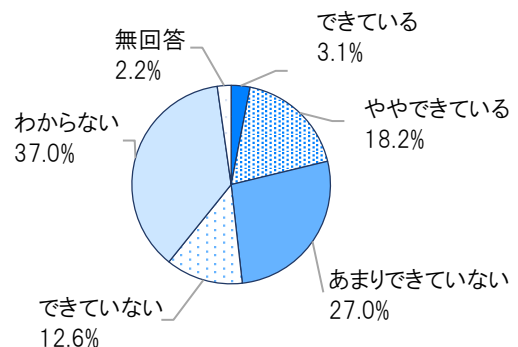
アンケート調査から分かった地域の課題

■ 近所の人との付き合いの程度



近所の人との付き合いの程度では、「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が47.9%と最も高く、次いで「会えば親しく話をする人がある」が32.5%などとなっています。

■ 身近な地域で地域課題などの情報を共有するしくみ



コミュニティ活動や地域の課題などの情報を身近な地域で共有するしくみについては、「できている（できている+ややできている）」が21.3%、「できていない（あまりできていない+できていない）」が39.6%、「わからない」が37.0%となっています。

● 地域懇談会から分かった地域の課題

地域における福祉課題を把握するために市内8地区で地域懇談会を実施しました。(地域懇談会であげられた主な課題は次のとおりです。)

■ 災害への備え

- 要支援者への支援体制の構築
- 年配者が中心とならざるを得ない状況
- 個人情報保護やプライバシーの問題
- 災害時の役割分担が不明確
- 河川の状況が分からない

■ 地域のつながり

- 身近に相談できる場所がない
- 地域の課題を把握することが難しい
- 行政区や町内会へ未加入者がいる
- 町内会活動に参加しない者がいる
- 近所付き合いの希薄化

■ 地域での見守り

- 報告・連絡・相談ができる地域になる
- 認知症等、高齢者の見守り、声かけ、日常把握が必要
- 若い人のひきこもりがいる
- 8050 問題
- 個人情報保護やプライバシーの問題
- アパート、集合住宅での一人暮らし高齢者の増加、孤独死

■ 地域活動等の実施

- 子ども、親子対象のイベントがない
- 多世代が交流できるイベントの開催
- 新型コロナウイルスへの対応
- 若い世代の参加が少ない
- 高齢者の生きがいづくりが必要

■ 福祉サービス

- 受けられるべき医療や介護が「受けられない」ということがないように

■ ごみに関する問題

- 他地区者のごみの排出がある
- ごみのポイ捨てがある
- ごみの分別区分、整理が不十分
- 高齢化によるごみ搬出の困難化

■ 空き家等の増加

- 空き家が目立ち、荒れ地（草木が伸び放題）となっている
- 一人暮らしの増加による空き家の増加
- 耕作放棄地の増加、農家の後継者不足
- 個人情報保護やプライバシー問題

■ 移動・交通手段

- 近くにスーパーがない
- 病院が移転する
- 運転免許の返納後の生活支援
- 高齢者の運転（交通事故）
- 買い物支援サービス事業の中止

■ 生活環境

- 区画整理がされておらず、道路が狭い
- 通学路（道路）に損傷
- 街灯が少ない
- 犬の吠える声がいっもうるさい
- 側溝の引っ張り、草が伸びている

■ 役員等の担い手問題

- 子ども会が失われつつある
- 役員になる人がいない（若い人がいない）
- 区内にどのような人材がいるかわからない
- サロン、通いの場等の次世代の運営
- 若い人（50-60代）までの参加、協力が少ない
- 役員の仕事の増加
- 役員の任期が短い

■ その他

- 遊歩道の整備（高齢者の散策）
- 高齢者の健康管理（散歩）
- 組織的、継続的な対応が難しい
- 医療体制への不安
- 成年後見制度利用に関する費用負担
- 芸術文化振興
- 空き店舗の活用

● 基本理念

【基本理念】

一人ひとりのふれあいと助けあいで 誰もが「福」を分けあう思いやりのあるまち 館林

本計画では、互いに“福”を分けあう思いやりの気持ちを醸成するとともに、人と人との「つながり、助け合い、支え合い」を生み出し、様々な課題に住民、地域、福祉関連団体、行政等と一緒に考え、課題解決に向かう仕組みをつくり、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、地域共生のまちづくりを目指します。

計画の体系

基本目標 1

地域のつながりづくり

- (1) 地域福祉の意識づくり
- (2) 生きがいづくりや交流の促進
- (3) 健康づくりの推進

基本目標 2

地域の助け合い、支え合いづくり

- (1) 地域福祉を担う人材の発掘と育成
- (2) ボランティア団体・NPOの活動促進
- (3) 地域での助け合い、支え合いの推進

基本目標 3

地域課題を解決できる体制づくり

- (1) 相談体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 総合的なケアマネジメント体制の確立
- (4) 連携・協働の推進

基本目標 4

安全・安心して生活できる環境づくり

- (1) 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 生活困窮者等への自立支援
- (4) バリアフリー・ユニバーサルデザイン
のまちづくりの推進

● 目標と取組

基本目標1 地域のつながりづくり

福祉に対する関心は低くありませんが、近所付き合いが希薄化し、子ども会や老人クラブといった地域の活動が減少傾向にあります。福祉に関する教育や地域活動に関する情報提供を充実させるとともに、地域活動へ参加するきっかけや交流の場をつくります。

また、更なる福祉意識の醸成を行うとともに、地域で展開する生きがいづくりや健康づくり、多世代で交流等の活動を促進し、地域におけるつながりを形成、深化します。

市の取組

(1)地域福祉の意識づくり	①情報提供の充実 ②学校における福祉教育の推進 ③思いやりの心を育む取組の充実
(2)生きがいづくりや交流の促進	①隣近所の交流への支援 ②地域交流の場の充実 ③多様な地域交流への支援
(3)健康づくりの推進	①自主的な健康づくり活動への支援 ②健康診査や健康教室等の充実

市民や地域ができること

- 地域福祉の理解を進めましょう。
- 地域福祉について、家庭や地域で話しましょう。
- 地域福祉に関する講演会や勉強会に参加しましょう。
- あいさつをしましょう。
- 近所の人との立ち話など、話す機会を持ちましょう。
- 地域の活動に興味を持ちましょう。
- 地域の活動や交流の場で企画・運営に参加しましょう。
- 定期的に健（検）診を受診し、自分の健康状態の把握と、健康の保持に努めましょう。
- 地域行事やイベントなどで、健康づくりに関する講座に参加しましょう。

基本目標2 地域の助け合い、支え合いづくり

人口が減少し、高齢化が進む中、生活に身近な地域課題として、空き家や耕作放棄地の増加、地域役員の後継者不足、移動手手段の確保、買い物支援、ごみの排出などといった問題が深刻化しています。これらの課題に対応すべく、地域における話し合いや活動が展開されています。地域福祉を更に充実したものとするために、行政区、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO、社会福祉協議会、その他地域福祉活動を担う関係者等が、協働・連携できるしくみづくりを進めます。

また、地域において活動する人材や、ボランティア団体の発掘、育成を進め、地域における助け合い、支え合いを後押しします。

市の取組

(1)地域福祉を担う人材の発掘と育成	①ボランティアの育成・資質向上 ②地域活動への参加のきっかけづくりの充実 ③地域活動を担う人材の育成 ④人材バンクの充実
(2)ボランティア団体・NPOの活動促進	①ボランティア団体・NPOへの支援 ②事業所及び学校ボランティア活動の促進
(3)地域での助け合い、支え合いの推進	①地域での見守りの充実 ②行政区活動の活性化に向けた支援 ③地域活動団体や福祉サービス事業所等の協働に向けた支援

市民や地域ができること

- 行政区に積極的に加入し、活動に参加しましょう。
- 行政区は、加入促進に向けて、活動内容などの情報発信に努めましょう。
- ボランティアに関する情報を確認しましょう。
- ボランティア活動の拠点としていつでも活用できるよう、地域の公民館や集会所などを広く開放しましょう。
- 住民同士による信頼関係を築きましょう。
- 個人情報の管理を適切に行いましょう。
- 見守り活動を充実させましょう。
- 地域活動の状況を発信しましょう。

基本目標3 地域課題を解決できる体制づくり

少子高齢化や核家族化などを背景として、生活に身近な地域課題の深刻化に加え、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、老々介護、認知症の増加など、地域を取り巻く福祉課題が多様化、複雑化しています。これらの課題に対しては、相談体制を充実させるとともに、対応する人材の育成を進めていく必要があります。

また、住民、地域、福祉関連団体、行政などによる協働、連携を進め地域課題の把握、解決を進めていく必要があります。

市の取組

(1) 相談体制の充実	①地域の困りごとへの相談対応の充実 ②総合的な相談支援体制の充実 ③専門的な相談への対応強化
(2) 福祉サービスの充実	①福祉サービスの情報提供の充実 ②各種福祉サービスの充実 ③福祉サービスの質的向上 ④新たな福祉課題に対応した福祉サービスへの支援
(3) 総合的なケアマネジメント体制の確立	①ケアマネジメント体制の充実 ②保健・医療・福祉の連携 ③自殺に追い込まれない社会の実現に向けた体制整備
(4) 連携・協働の推進	①連携体制の強化 ②市民主体のまちづくりに向けた市民参画の促進

市民や地域ができること

- 困ったときは気軽に相談しましょう。
- 地域の中で気軽に相談できる人をつくりましょう。
- 「広報館林」や市ホームページなどの情報に目を通しましょう。
- 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や地域子育て支援センターなど、総合的な相談窓口へ相談しましょう。
- 地域が主体となったコミュニティ・ビジネスを立ち上げましょう。
- 在宅生活の継続に必要な日常的な生活支援（配食・見守り等）等、協力しましょう。
- 一人ひとりが社会的な役割を持つように心がけましょう。
- 住民、地域、行政等との連携を図りましょう。
- 市の計画づくりや事業に積極的に参加・参画しましょう。

基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり

子どもの通学時の交通事故や台風や地震による大規模な災害発生が増加などを背景として、地域における安全、安心への意識は高まっています。防犯、防災、交通安全等の取組に対する支援を充実させていきます。

また、成年後見制度や市民後見制度の周知・利用促進、生活困窮者の自立を支援する取組、建物などの構造物のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を含む福祉サービスの充実を進め、安心して生活できるまちづくりを推進します。

市の取組

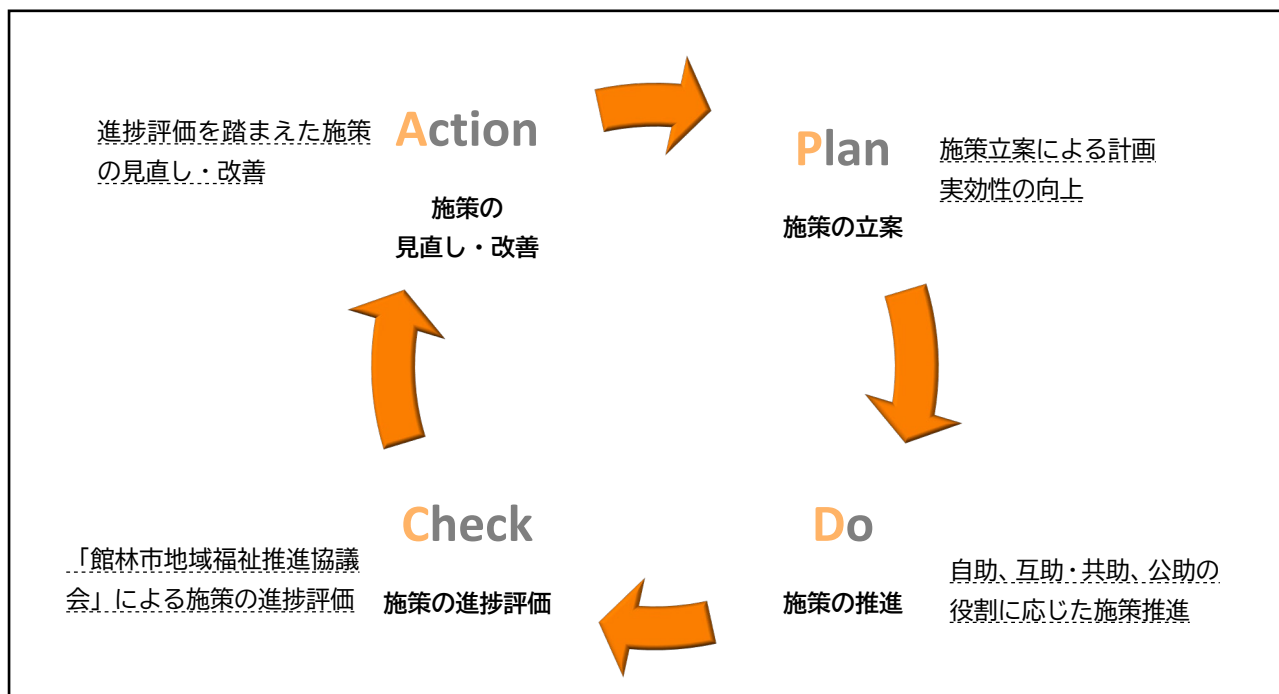
(1)防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進	①地域防災力の向上 ②防災環境の充実と災害時体制の強化 ③避難行動要支援者への支援体制の整備 ④防犯対策の強化 ⑤再犯防止の推進 ⑥交通安全対策の強化
(2)権利擁護の推進	①成年後見制度の周知と利用者への支援 ②日常生活自立支援事業の周知・充実 ③虐待等の防止システムの充実
(3)生活困窮者等への自立支援	①生活困窮者等への自立支援の充実
(4)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 ②道路や公共施設のバリアフリー化の推進 ③移動手段の確保・充実 ④安心できる住まいの確保

市民や地域ができること

- 地域の防災訓練に参加しましょう。
- 地域の防犯活動や交通安全運動に参加しましょう。
- 防災のための組織や計画をつくりましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身につけましょう。
- 必要な場合には、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用しましょう。
- 隣近所で異変を発見した時には、関係機関へ連絡・通報、相談しましょう。
- 福祉サービスに関する情報を収集しましょう。
- 生活に関する困りごとについて、相談窓口で相談しましょう。
- 公共施設や公共交通機関に関し、日常的な利用の中で感じる不便なところなどを市に伝えましょう。
- まちなかで困っている人を見かけたら、積極的に声かけや手助けをしましょう。
- 共助交通の検討など地域での助け合いを進めましょう。

● 計画の進捗管理体制

計画の実効性を高めるため、施策の立案 (P:Plan)、施策の推進 (D:Do)、施策の進捗評価 (C:Check)、施策の見直し・改善 (A:Action) のPDCAサイクルにより計画を推進します。



第四次館林市地域福祉計画（概要版）

令和4年3月発行

編集・発行：館林市保健福祉部社会福祉課

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

TEL：0276（47）5127（直通） FAX：0276（72）4210

※計画の詳細を知りたいかたは、「第四次館林市地域福祉計画」本編をご覧ください。

URL：<https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>